

秋田市告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

| 道路の種別 | 旧新 | 路線名 | 起 点 終 点 | 総延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|----|------------|---------------------------------------|---------------|--------------------|
| 市道 | 旧 | 新中島 大野線 | 秋田市仁井田字新中島253番1地先 秋田市仁井田字大野211番1地先 | 874.2 | 5.00 ～ 20.80 |
| | 新 | 新中島 大野線 | 秋田市仁井田字新中島963番地先 秋田市仁井田字大野211番1地先 | 491.3 | 5.00 ～ 20.80 |

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年2月13日

3 縦覧期間

令和6年2月9日から同年3月1日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで